

令和3年1月15日
宮内庁長官官房主計課

契約等の手続における押印等の簡略化について

この度、契約等の手続において、押印や書面提出の簡略化につきまして、下記のとおり運用を開始することとし、より一層のテレワークの推進に対応して参りますので、ご理解、協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 契約書について

- (1) ホームページ（調達情報）、入札公告及び入札説明書におきまして、詳細を記載しておりますが、電子調達システム（政府電子調達：GEPS）を利用する場合は、電子入札・電子契約が可能となっておりますので、積極的にご利用願います。
- (2) 代理人に対する包括的な委任（年度内の委任が可能）をする委任状を提出いただくことで、代理人の押印により契約締結が可能です。

2. 請書、見積書及び請求書等について

請書、見積書及び請求書等の契約等手続における書類に関して、押印そのものを省略できることといたします。

ただし、押印を省略する場合は、当該書類の真正性を担保するため、お手数ですが以下の対応をお願いいたします。

◇ 『本件責任者及び担当者』の氏名及び連絡先の記載

※ 確認のため、記載された連絡先には、必要に応じてこちらよりご連絡させていただく場合がございます。

上記の対応につきましては、令和3年1月18日以降の調達案件について運用開始となります。

ご不明な点につきましては、下記の連絡先までお問い合わせください。

本件に関する連絡先

宮内庁長官官房主計課 支出負担行為係

電話（代表）03-3213-1111（内3277）